



厚生労働省 静岡労働局 発表		
発表日 平成 25 年 12 月 17 日		
解禁日時	新聞	平成 25 年 12 月 17 日 夕刊
	テレビ ラジオ	平成 25 年 12 月 17 日 午後 4 時 00 分以降

担当	静岡労働局 労働基準部
	監督課長 足立 和也
	主任地方労働基準監察監督官 西村 安弘
	電話 054-254-6352

平成 24 年度賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめ

一 是正支払額は前年に引き続き 3 億円超え 一

静岡労働局（局長 やなせ みちあき 柳瀬 倫明）は、平成 24 年度に静岡県内 7 労働基準監督署が時間外労働に対する割増賃金が不払になっているとして、各事業場に労働基準法違反で是正指導を行った事案のうち、1 企業当たり 100 万円以上の割増賃金が支払われた状況を取りまとめました。

平成 24 年度に静岡県内の労働基準監督署が賃金未払残業（サービス残業）があるとして是正指導を行った結果、企業がその是正のために労働者に 100 万円以上の支払いを行った件数等は次のとおりです。

	是正企業数	合計額	平均額	対象労働者数	一人当たり平均額
平成 24 年度	51	3 億 1,002 万円	607.9 万円	3,148 人	9.85 万円
平成 23 年度	55	3 億 3,925 万円	616.8 万円	4,705 人	7.21 万円
増減	△4	△2,923 万円	△8.9 万円	△1,557 人	+2.64 万円

平成 24 年度において、割増賃金を 1,000 万円以上支払ったのは 5 企業で、全体の 9.8%、その合計額は 1 億 8,057 万円です。全体の 58.2%でした。

また、1 企業での最高支払額は 7,031 万円（金融業）、次いで 4,978 万円（電気機械器具製造業）でした。

支払われた割増賃金が 100 万円未満のものを含め、平成 24 年に静岡労働局管内の 7 労働基準監督署の定期監督等で、割増賃金の違反については是正勧告を行った件数は 623 件でした。その端緒は、約半数が労働者や家族の方等からの長時間労働や賃金不払残業（いわゆるサービス残業）に関する相談や申告によるものです。

静岡労働局及び管下労働基準監督署では、今後とも違反が認められた事案に対しては、司法処分を含めた厳正な対応をとることとしています。